

2020年4月8日

顧問先各位

社会保険労務士法人 LMC 社労士事務所

代表社員 蒲島 竜也

副所長 益永 治英

緊急事態宣言に対する LMC 社労士事務所の対応について

いつも大変お世話になっております。

新型コロナウイルス感染症による影響で、顧問先様におかれましても大変ご苦勞されていることと思います。代表者様やご担当者様、またご家族や従業員の方々の健康に変わりはありませんでしょうか。

さて、昨日政府による『緊急事態宣言』が出されました。私人の行動への強制力は無いものの、これまで以上に人の動きが鈍くなり、経済的な損失が生まれることが予想されます。

当事務所としましては、かつてない状況の中、一つでも顧問先様のお役に立てるよう万全の準備を整えているところであります。

以下、今後の当事務所の対応策と顧問先様にお伝えできる対応策について取り急ぎお伝えいたします。

1. 当事務所の勤務体制について

在宅勤務を拡充していきます。役員の蒲島・益永は基本的には事務所に出勤いたしますが他の従業員については、在宅勤務を行う日が多くなります。電話相談への対応につきましては、即時対応が難しい場面も想定されますので、なるべくメール・チャットでのご連絡を頂ければ幸いです。

2. コロナ関連に対する雇用調整助成金、給与計算業務への優先対応について

現在コロナ関連に対する雇用調整助成金等の相談・支援及び給与計算業務を最優先とさせて頂いております。それ以外の業務（各種手続、上記以外の相談業務など）への対応につきましては、通常よりもお時間を頂くことがございますのでご了承ください。

3. 当面、顧問先様にお伝えできる内容について

厳しい状況の中、一時的あるいは一部休業を強いられる会社もあることと思います。営業を続けていても一部の従業員を休ませざるを得ない状況もあることでしょう。

そのような場合でも、極力解雇は避けつつ、以下の内容をご参考にしていただければと思います。

- ① 小学校以下（障がいのある子は高等課程）のお子さんをお持ちの従業員の方に関しては、新設された『新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金』が適用されます。

小学校等が臨時休校中にお子さんの世話を為仕事が出来ない方の給与を会社が保障し、あげることによって、会社は その分を助成金として後日受給できるものです（ただし一日の支給額に上限はあり）。

パートなどの非正規従業員にも適用されますので、まずは該当する従業員の方には安心して休んでもらうことをお勧めします。

- ② その他のパートやアルバイトの方は、①でお休みをもらっている方が入るはずであったシフトに入れてあげることによって、営業時間短縮や人員削減などの影響を最小限に抑え、毎月の給与を少しでも保障してあげることが出来ると思います（もちろんそれも限界があることは重々承知しております）。

- ③ 全店舗休業や社員さんも順番に休ませざるを得ない場合には、雇用調整助成金をご活用ください。

4月1日から6月30日まで、雇用保険の被保険者に関しては休ませた期間に支払った休業手当の80%（解雇者を出さなかった場合には90%）が後ほど助成金として受給できます。

こちらもパートなどの非正規にも対象を広げるとのことですが、現在のところ詳しい要項はまだ出てきていない為、発表され次第お伝えいたします。

いずれの助成金も、減った売り上げを補填してくれるものではなく、あくまでも従業員の雇用を守る趣旨であり、会社として「儲かる」ものではありませんが、いつか終結するコロナ騒動の後、優秀な人材をしっかりと確保し、更に今の対応次第で会社に対する想いを強くして頂くうえでも必ず必要な助成金になると思います。

上記いずれの助成金も、顧問先様に関しましては成功報酬10%でご対応させて頂いております。ご質問やご要望等ございましたらご連絡ください。

取り急ぎのご連絡となりますが、この難局を共に切り切れるよう当事務所としても全力を尽くす所存です。いつでも頼っていただければと思います。

以上